

清風会	あびこ未来	公明党	新緑政会	政策グループあびこ
<p>●議会運営の原則・議員活動の原則</p> <p>(会派) ・会派は共通の理念を共有する議員で構成し、活動する。 ・この他については、我孫子市議会会派規定によるものとする。</p> <p>(議会運営委員会) ・地方自治法(以下、「法」と言う。)第109条の2、我孫子市議会委員会条例、我孫子市議会会議規則及び我孫子市議会先例・申し合わせ事項第6章第3節によるものとする。</p> <p>(代表者会議) ・法第100条第12項に基づく協議・調整の場として代表者会議を設置することができる。</p> <p>(世話人会) ・我孫子市議会世話人会設置規定によるものとする。</p> <p>(全員協議会) ・我孫子市議会議員全員協議会規定によるものとする。</p>	<p>●議会運営の原則・議員活動の原則</p> <p>(議会運営の原則) (1) 議会は、定例会の回数を年一回とし、会期を通年とする。議会の会期を通年とする必要な事項は、別に定める。 (2) 議会は市民を代表する議決機関として公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を構築するものとする。 (3) 議会が市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政運営状況を監視するものとする。 (4) 議会は市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すものとする。 (5) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であること並びに議員間は対等であることを認識し、議員間の自由な討議を積極的におこなうものとする。 (6) 議会は我孫子市議会会議規則(昭和49年我孫子市議会会議規則第2号。以下「会議規則」という。)、我孫子市議会委員会条例(昭和49年我孫子市条例第53号。以下「委員会条例」という。)及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うものとする。 (7) 議会は市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めるものとする。 (8) 議会は分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めるものとする。</p> <p>(議員活動の原則) (1) 議員は市政の課題及び多様な市民の声を的確に把握するとともに、自らの資質向上のため、不断の研さんに努めるものとする。 (2) 議員は市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すものとする。 (3) 議員は議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めるものとする。 (4) 議員は自らの議会活動について、市民に対して説明責任を果たすよう努めるものとする。</p> <p>(会派) 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。</p> <p>(全員協議会) 全員協議会について必要な事項は、我孫子市議会全員協議会規定(平成6年我孫子市議会訓令第3号)で定めるものとする。</p> <p>(議長の権限と役割) 議長の権限については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に定めるところによるものとし、その役割については、会議規則で定めるものとする。</p>	<p>●議会運営の原則・議員活動の原則</p> <p>(議会の活動原則) ○議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市政の意思決定機関として、市民の多様な意見を的確に把握して市政に反映させるとともに、議会運営における透明性を確保し、公平、公正かつ民主的な議会の活動に努めるものとする。</p> <p>(議会運営の基本) ○議会は、市の基本的な政策決定、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務執行の監視及び評価、政策立案並びに市長等に対する政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営を図るとともに、市政の課題、議案等の審議の充実に努めるものとする。</p> <p>(議員の責務) ○議員は、合議制の機関である議会を構成する一員として、一部の地域、団体の課題のみならず、市政の課題全般について自らの良心と責任をもって市民の負託に応えるよう活動しなければならない。 ○議員は、不断の研鑽により活動能力を高め、常に市民福祉を念頭におき、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。</p>	<p>●議会運営の原則・議員活動の原則</p> <p><議員活動の原則> 1. 議員は市民の多様な意見の迅速な集約に努め、必要な政策立案、提言を行い、議員同士議論を深める事と併せて、しっかりと決め事(議決責任)をしていく責任を果たさなければならない。 2. 議員は市政や議会に対する自らの考えについて平易な言葉での市民への説明責任を果たすべきである。 3. 議員は我孫子市や市民の為と言う普遍的、公的視点での発展・利益の為に活動すべきである。 4. 議員は高い倫理観、コンプライアンスをもって誠実にその責務を果たし、当然のことながら、自らの言動等に責任を持たなければならない。 5. 議員は市政発展の為、不断の調査研究に努め、自らの資質を高めるためにも研鑽を積まなければならない。</p> <p><議会運営の原則> 1. 市民に開かれた議会運営に努め、市民への説明は平易で分かりやすい言葉を使用すべきである。 2. 市民の多様な意見、考えを的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める。すなわち、市民の意見集約や迅速な決定にも努める事。 3. 適正な市政運営の評価、監視と併せて、会議規則や委員会条例、申し合わせ事項等、議会運営に対しても同時に厳しく評価し、必要な場合は見直しを適宜行う。 4. 議員同士の討議の場を設ける様努める事。 5. 議員発議による条例の制定、改正など積極的に立法機能の発揮に努める事。</p>	<p>●議会運営の原則・議員活動の原則</p> <p>(1) 議会の活動原則 議会は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 ① 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。 ② 議決責任を重く認識し、市の意思決定を行うこと。 ③ 市政の課題ならびに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たし、議会及び行政情報の共有化を率先して進めること。 ④ 市民の多様な意見を的確に把握し、市政および議会運営に反映させること。 ⑤ 議員間の討議を活性化し、市政の課題に関する論点や争点を明らかにすること。 ⑥ 政策立案および政策提言に積極的に取り組むこと。 ⑦ 議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機関としての機能を発揮すること。 ⑧ 不断の議会改革を行い、市民の負託に応える議会を目指すこと。</p> <p>(2) 議員の活動原則 議員は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 ① 二元代表制の一翼を担う本市の意思決定機関であることを自覚し、議員間の討議を重んじること。 ② 高い倫理観を持ち誠実に職務を遂行し、自らの言動に責任を持つとともに、市民への説明責任を果たすこと。 ③ 市政の課題全般について市民の多様な意見の把握に努め、個別の事案ならびに一部の地域課題の解決に留らず、部分観ではなく全体観を、そして、現状最適ではなく将来最適を常に意識し、市政の発展および市民生活の向上を目指し、普遍的な利益の実現のために活動すること。 ④ 不断の研鑽に努め、自己の資質を高めることは元よりとして、市政に関する必要不可欠な調査研究を行い、政策立案および政策提言を行うよう努めること。</p> <p>(3) 会派 ① 議員は、議会活動を行うにあたり、市政経営に関する基本的な政策が一致する議員をもって、会派を結成することができる。 ② 会派は、その活動において、政策立案および政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。 ③ 会派は、議会運営・政策立案・政策提言等に関し、必要に応じ、全会派間等で調整を行い、議会における合意形成に努めなければならない。 ④ 会派は、その活動において、市民に対して説明責任を果たさなければならない。 ⑤ 議会は、議会運営にあたり、会派間の公平性を担保しなければならない。</p>

				<p>(4) 会派代表者会議 ① 議会は、地方自治法第100条第12項の規定に基づく協議・調整の場として、会派代表者会議を設置することが出来る。 ☞ 地方自治法第100条第12項：議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。 ② 議会は、円滑な議会運営のため、必要に応じ、会派代表者会議を活用するものとする。 ③ 会派代表者会議についての必要な事項は、我孫子市議会代表者会議要綱で定めるものとする。</p> <p>(5) 議員全員協議会 ① 議会は、地方自治法第100条第12項の規定に基づく協議・調整の場として、議員全員協議会を開催することが出来る。 ② 議長は、議会の運営、市政の課題等について協議又は調整を図るため、執行機関からの説明及び報告並びに議員間の討議を行う必要があると認めるときは、議員全員協議会を開催し、これを主催する。我孫子市議会 ③ 議員全員協議会についての必要な事項は、我孫子市議会全員協議会規程（平成6年6月15日（議）訓令第3号）で定めるものとする。</p>
<p>●市民と議会の関係 (議会への市民参加) ・議会は市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議機関としての機能を発揮すべく、市民参加の推進に努め、議員の政策立案、提言強化を図るものとする。 ・市民は主権者としての責務を果たすため、主体的且つ能動的に市政及び議会に関する情報を入手し、意見を述べ、市議会の活性化に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(公聴会と参考人制度) ・常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、法第109条第5項及び第6項に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとする。</p> <p>(会議の公開) ・議会は本会議の他、すべての会議を原則公開とする。</p> <p>(市民意見の把握) ・議会は市民等からの請願及び陳情を真摯に受け止め、適切、誠実にこれを委員会で審査するものとする。</p>	<p>●市民と議会の関係 (議会と市民参加) 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。議会は、市民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとする。</p> <p>(意見交換会等) 議会は、政策立案及び政策提案に市民の声を反映させるため、政策課題に対する市民との意見交換会等を積極的に開催するものとする。</p>	<p>●市民と議会の関係 (情報公開の推進) ○議会は、議会の役割、責任を市民に明らかにするため、我孫子市情報公開条例(平成13年我孫子市条例第28号)の趣旨に則り、保有する議会活動に関する情報の一層の公開を図るものとする。</p> <p>(議会広報の充実) ○議会は、議会活動を広く周知するため、様々な情報媒体を利用し、議会広報の充実に努めるものとする。</p> <p>(議会への市民参加) ○議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めるものとする。 ※議会報告会の取り扱いをどうするかは現在会派で協議中</p>	<p>●市民と議会の関係 1. 議会は積極的に市民に対する情報の発信、提供及び市民との情報の共有に努めるとともに、市民に対し十分な説明責任を果たすものとする。 2. 議会は、議会活動の透明性を高め、本会議、委員会等を傍聴、インターネット等を通じて原則として公開する。 3. 議会は、政策形成に多様な市民の意見を取り入れるために、議会報告会等の意見交換会の場を設けるものとする。</p>	<p>●市民と議会の関係 (1) 説明責任の履行 ① 議会は、市民に対し、積極的に情報発信を行い、説明責任を十分に果たさなければならない。 (2) 公開性の担保 ① 議会は、原則として、全ての会議を公開するものとする。 (3) 情報の発信と共有、市民参加の促進、市民との意見交換の場の創出 ① 議会は、多様な手法を用いて、議会の保有する情報を積極的に市民に提供し、市民との情報共有を図るよう努めなければならない。 ② 議会は、市民の多様な意見を的確に把握するため、市民との積極的な意見交換の場を設けると共に、議会および市政への市民参加の促進を図るよう努めなければならない。 (4) 請願・陳情の取扱い、および請願者・陳情者による委員会での発言機会の保障 ① 議会は、市民からの請願および陳情を政策提案等として真摯に受け止め、適切かつ誠実にこれを審議および審査するものとする。 ② 議会は、委員会での請願および陳情の審査にあたり、請願・陳情の趣旨を十分に理解するため、必要に応じ、紹介議員および請願者・陳情者等からの意見陳述の機会を設けることができる。 ③ 議会は、前項の規定にかかわらず、請願者・陳情者等からの意見陳述の申し出があった場合、その機会を設けるものとする。 ④ 議会は、請願者・陳情者等による意見陳述の様相について、インターネット中継（生中継・録画中継）で配信するとともに、会議録に正式に掲載するものとする。</p>

<p>(情報の公開と情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は多様な方法を用いて積極的な情報公開により市民と情報を共有し、市民の多様な意見の把握に努めることとする。 ・議会は市民の知る権利を保障するため、議会が保有する情報を市民等の求めに応じ、原則公開するものとする。但し、著しく個人等の権利利益が損なわれる恐れのある情報等については、非開示とすることができるものとする。 				<p>(5) 我孫子市市民投票条例に基づく投票結果の尊重</p> <p>① 議会は、市民による自治の重要性を強く認識し、重要な政策の選択に市民の意思を的確に反映させるため、市民生活の基本に重大な影響を与える事項に関し、直接市民の意思を問う制度として設けられた我孫子市市民投票条例（平成16年3月30日条例第9号 改正 平成24年6月29日条例第32号）に基づき実施された市民投票において、一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、市民投票の投票結果を尊重しなければならない（同条第14条）。</p> <p>(6) 議会報告会の実施</p> <p>① 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議および審査内容について、議会報告会を開催し、報告しなければならない。</p> <p>② 議会報告会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p>
	<p>●補則</p> <p><基本条例制定のポイント></p> <p>①議会運営の原則に「通年議会」を入れるのか。</p> <p>②すべての話し合いの場、「議事録」の作成、公開の仕方</p> <p>③議員間同士の討議、自由討議による合意形成は</p> <p>④会派とは何か</p> <p>⑤代表者会議をどう位置付けするのか</p> <p>⑥議会報告会をどのように位置付けするのか</p> <p>・・・意見交換会という考え方</p>			